

有害使用済機器保管等届出書	
年 月 日	
秋田市長 殿	
届出者	
住 所	
氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の 2 第 1 項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)	有害使用済機器の品目： 処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分（再生を含む）
事務所及び事業場の所在地等	事務所 電話番号
	事業場 電話番号 面 積
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の 6 の規定による高さのうち最高のものを含む。）	
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	
※事 務 処 理 欄	

(第2面)

届出者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	

法定代理人（届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

備考

- 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 秋田市長が定める部数を提出すること。

(日本産業規格 A列4番)